

基礎研 レター

米国連邦保険局による提言

連邦ベースでの保険監督に向けた試み

保険研究部 上席研究員 小林 雅史

(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—ドッド・フランク法による連邦保険局の新設

米国では、州が独自に日本の保険契約法・保険業法に相当する法律として保険法を定めており、連邦単位ではなく、州単位での保険監督が行われている [準拠すべき規範として、全米保険監督官会議 (NAIC) が定めた一定の条項についての連邦ベースでのモデル法はあるものの、強制力はない]。

一方、2007年のサブプライムローン問題に端を発して、2008年9月15日、リーマン・ブラザーズが経営破綻し、全世界に金融危機が波及したことを受け、こうしたシステムック・リスク（1つの金融機関の破綻や特定の市場または決済システム等の混乱が原因となって、他の金融機関や他の市場または金融システム全体に連鎖的な混乱と機能低下をもたらすリスク）の防止の観点から、2010年7月にドッド・フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, ドッド・フランクウォールストリート改革および消費者保護法) 法が成立した。

ドッド・フランク法においては、それまでの”too big to fail”（大きすぎて潰せない）といった考え方により、大規模金融機関の経営危機に対して公的資金が投入されてきたという状況を払拭するため、連結総資産500億ドル以上の大規模銀行持株会社および別に指定するシステム上重要なノンバンク金融会社（保険会社を含む）のシステムック・リスクを横断的に監督する組織として金融安定監督評議会 (Financial Stability Oversight Council, FSOC) が創設され、金融安定監督評議会の事務局として、財務省内に金融調査局 (Office of Financial Research, OFR) および連邦保険局 (Federal Insurance Office, FIO) が新設された。

連邦保険局の重要な機能の一つは、ノンバンク金融会社として指定されるべき保険会社の金融安定監督評議会に対する勧告であり、2013年6月、保険会社であるAIG、プルデンシャルおよびノンバンクであるGEキャピタルの3社が指定されている¹。

¹ 小松原章「保険会社をシステムック・リスク監督対象に決定した米国監督当局 (FSOC) AIG、プルデンシャル (米国)、およびノンバンク GE キャピタルを決定」『研究員の眼』、ニッセイ基礎研究所、2013年11月、http://www.nli-research.co.jp/report/researchers_eye/2013/eye131115-2.html。

連邦保険局の機能としては、このほか、保険監督者国際機構(International Association of Insurance Supervisors)における合衆国の代表を含む、国際的な保険に関する事項についての合衆国の政策の調整、一定の要件での保険会社からの統計・情報の収集・分析機能などがあるが²、個別の保険会社に対する一般的監督権限はなく、州の保険監督権限にはタッチしないとされてきた³。

2—連邦保険局による米国議会への提言

2013年12月12日、連邦保険局は議会に報告書“ How To Modernize And Improve The System Of Insurance Regulation In The United States”（合衆国における保険監督体制の現代化・改善に向けた提言）を提出し、消費者保護などのために、連邦政府による保険会社の監督への一定の関与を提言した。

連邦による保険規制が相応しい分野としては、

1) モーゲージ保険分野(住宅ローンの債務不履行を補償する保険)

現在、モーゲージ保険分野の規制は州によって異なるが、連邦政府レベルで監督すべき住宅金融システムと密接に関連しているモーゲージ保険分野は連邦規制が相応しい

2) 再保険

全国的・国際的に展開する再保険については、NAICが定めた再保険に関するモデル規則に基づいた監督体制が相応しい

3) 大規模な全国的・国際的に展開する保険会社に対する規制

一定の規模以上の全国的・国際的に展開する保険会社のリスク・マネジメントについては、連邦による規制が相応しい

4) エージェントやブローカーなど、保険募集人免許に関する規制

現在、保険募集人免許は州単位で行われており、州をまたがる保険募集は複数の州での免許取得が必要となることから、2013年全米登録エージェント・ブローカー協会法(The National Association of Registered Agents and Brokers Reform Act of 2013) 成立を受けた保険募集人免許の全国統一化に向けた検討が必要⁴

5) 米軍所属員向けの州をまたがる自動車保険に対する規制

各州間で統一を欠く自動車保険に関する規制は、特に州の間を移動する米軍の所属員にとって煩雑で、全国統一化に向けた検討が必要

6) 個人向け商品の料率規制

料率規制については、ファイル・アンド・ユース（料率について、大枠の認可後に事前に届

² 松尾直彦『アメリカ金融改革法 ドッド=フランク法のすべて』、金融財政事情研究会、2010年12月、杉山欽哉「ドッド・フランク法の概要と米国保険会社への影響」『生命保険経営』第79巻第3号、2011年5月。

³ 小松原章「米国保険業の連邦規制に関する論議の方向 金融・保険業のグローバル化・自由化が一層進展した2000年以降の動向を中心として」『ニッセイ基礎研 REPORT』2011年12月号、<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2011/12/repo1112-2.html>。

⁴ これまでの米国における保険募集人免許一本化の経緯については、小松原章「米国の保険募集制度改革動向 保険募集人免許統一化（本拠州免許一本で全米展開可能）の動きを中心として」『保険・年金フォーカス』、ニッセイ基礎研究所、2013年4月、<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2013/focus130430.html> 参照。

出)、ユース・アンド・ファイル（料率について、大枠は認可によるものの、細部は商品発売後に届出）など州によって区々であり、全国統一化に向けた検討が必要

7) 個人情報保険価格などに使用される場合の規制

保険引受時などに、危険の分類のため個人情報が収集されるケースがあるが、その際のルールについて全国統一化に向けた検討が必要

8) ネイティブ・アメリカンに対する、すべての保険種類についての保険供給体制の規制

通常、州保険法は、ネイティブ・アメリカンが居住する地域で販売される保険を規制の対象外としているが、ネイティブ・アメリカンが居住する地域で販売される保険についての規制の全国統一化の検討が必要

9) その他、保険料税などに関する州保険監督に関する監視

州の保険当局の認可を受けていない、たとえば海外に所在するリスクについての保険についての保険料税の取扱は州ごとに区々であり、全国統一化に向けた検討が必要

などがあげられている。

このほか、保険会社の健全性に関する連邦ベースでの統一基準策定についても、さまざまな提言が行われている [保険会社が資本要件を緩和する目的で、海外や米国内の他州に設置する再保険子会社（キャプティブ再保険会社）に対する規制の強化など]。

3—おわりに

ドッド・フランク法には、「連邦保険局長は、合衆国における保険規制の現代化と改善の方策についての調査・報告書を議会に提出しなければならない」との規定があり、その際の考慮すべき要素として、保険に関するシステミック・リスクに関する規制、資産と負債の関係や、デュレーションリスク・流動性リスクを含む資本に関する規制、実際の州規制との乖離問題を含む消費者保護、各州の規制の均一性の程度、連結ベースでの保険会社および関連会社に関する規制、国際的な保険規制との整合性などが列挙され、今回の報告書はこの規定に沿ったものとなっている。

しかしながら、この提言には、一部の保険について、連邦による保険規制が相応しいなどとの内容が含まれており、NAICは、2013年12月12日、連邦保険局による議会への報告書提出と同日に声明を発表し、「ドッド・フランク法においては、財務省内に連邦保険局を設置するが、連邦保険局は規制機関ではなく、その権限は州の保険監督権限に及ばないことを明らかにしている。連邦保険局の保険規制改善に向けた提案については感謝するが、州が保険規制に関する改革の最終的な責任を負っている」として、牽制の動向を示している⁵。

連邦政府による保険会社の監督という、いままで類例を見ない事態の実現可能性について、引き続き注視していきたい。

⁵ “NAIC STATEMENTS ON FIO MODERNIZATION REPORT” (2013年12月12日)、NAIC ホームページ。